

- 1 開催日時 令和4年8月19日(金)午後1時30分から午後3時35分まで
- 2 開催場所 勤労青少年ホーム 研修室B
- 3 議 事 (1) 料金改定案の検討について  
(2) 答申案について

## 第7回水道料金等審議会議事録

### 事務局

ただいまから、第7回新城市水道料金等審議会を開催させていただきます。  
会議録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。  
会長から一言挨拶をお願いします。

### 会長

大変暑い中、審議会にお集まりいただきありがとうございました。

世間では、コロナ感染者が最多を記録した話ばかりです。新城市では、市民4万4,000人で、累計の感染者が3,700人です。その中で2回感染した人も結構いたと思います。それを考えると、相当多くの方がコロナに対応していると思います。今後、コロナ禍がどれだけ続くのか大変心配しております。

私としては、審議会の皆さんみたいに、コロナの感染者がたくさん出ているからだけでなく、色んなことを考えながら、自らデータを見ながら判断して、自分の考え方をしっかり持っていただける市民がたくさん出てきてくれるとありがたいと思っております。

### 事務局

はい、ありがとうございました。

本日、委員が一名欠席となりました。

それでは、議題に入りたいと思います。ここからの進行を会長にお願いいたします。

### 会長

それでは議題に入る前に、本日の会議録署名者として、吉野委員と熊谷委員にお願いします。

前回も本当に良い提案がされました。市民が買った水を有効に活用するということを皆さんにわかっていただくことによって、私達の水道料金の改正について、前回の審議会ですっかり理解できる提案をしていただきました。それにより私も色々と考えることができました。

水道事業の令和3年度決算が確定して、収入不足額が令和2年度比較して少なくなりました。それは市の努力により、具体的には、三名の人員削減と、県営水道を、どうしたら安くできるかを検討していただいたことや、草刈を市の職員で行ったことにより、水道事業の経費が下がったことから、収益が上がったとの報告が前回ありました。

それに伴って、料金改定案⑤の収支計画が見たいとの要望が委員さんからありましたので、それを中心にしながら、今から事務局の方で説明をしていただきます。

それでは、議題1、料金改定案の検討について事務局から説明をお願いします。

#### ～事務局説明～

説明に入る前に資料の確認をお願いいたします。

まず式次第がありまして、料金改定案の説明資料、そのあとに収支計画表が2枚ありまして、料金改定案③と⑤で最後に答申案があります。皆さん資料はありますか。

それでは料金改定案について説明させていただきます。

前回のおさらいとして、第5回水道料金等審議会の課題として、料金改定案の検討や開閉栓手数料について行われました。それについて、簡単に説明させていただきます。

令和2年度と令和3年度の決算を基に、収入不足額と必要な改定率を出しました。令和2年度決算では、水道収入9億4,674万円に対して、費用が11億1,688万円かかっており、料金収入不足額は2億2,209万円になっております。また必要な改定率は23.46%となっております。

令和3年度決算では、水道収入9億6,629万円に対して、費用が11億1,263万円かかっており、料金収入不足額は1億4,634万円となっております。また必要な改定率も15.14%となっております。

水道事業の料金改定案については、第6回審議会で、料金改定案③と⑤案の中で決めたいとのことでしたので、料金改定案③と⑤案について説明させていただきます。

料金改定案③は基本料金を大幅に引き上げ、従量料金を引き下げ、料金改定率約23%にて作成しました。

料金改定案⑤は基本料金のみを引き上げ、従量料金は変更を行わず、料金改定率約16%アップにて作成しました。

この円グラフは、料金改定案③により増加したものを示したものになります。左の円グラフは、従来の基本料金の割合を示し、右の円グラフは、料金改定案により増加する金額を示したものになります。料金改定案③で基本料金は3億3,000万円増加します。

このグラフについては、料金改定案③は、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるため、右のグラフは減少幅を示したものです。左のグラフは、現在の口径毎の従量料金を示したものです。右のグラフは、料金改定案③にて口径毎にどれだけ減少したかを示すものになります。減少幅については、口径毎従量料金に比例して下がります。料金改定案③によって、2億2,000万円増加します。

この円グラフは料金改定案⑤により増加したものを示したものになります。左の円グラフは、従来の基本料金の割合を示し、右の円グラフは、料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案⑤で、基本料金は1億6,000万円増加します。

このグラフでは料金改定案⑤は、従量料金は変更しないため、基本料金のみ増加となります。そのため料金改定案⑤では1億6,000万円ほど増加します。

開閉栓手数料の導入については、開栓、閉栓ともに1件500円を想定しております。

す。

令和3年度の開閉栓の実績は、開栓1,675件、閉栓1,552件でした。

この表は、開閉栓の令和1年度から令和3年度の実績を示したものです。3年平均で開閉栓で3,200件となります。これを1件500円で計算すると160万円の増収となる見込みです。

この手数料を導入することにより、水道事業の収入増加を図っていきます。

これから、料金改定案の検討について説明させていただきます。

このグラフは、基本料金を改定前、料金改定案③、料金改定案⑤を比較したものです。

赤で示したものが、改定前、黄色が料金改定案③、青色が料金改定案⑤になります。口径が大きくなるほどに、差が大きくなります。

このグラフは、従量料金を改定前、料金改定案③、料金改定案⑤を比較したのになります。

赤のグラフが改定前、黄色が料金改定案③、青色が料金改定案⑤になります。改定前と料金改定後⑤は、同価格ですが、料金改定案③については、引き下げを行っているので、どの数量においても低くなっております。

このグラフは、水道料金比較表ということで、口径13ミリ、2ヶ月使用にて比較したグラフになります。赤のグラフが改定前、黄色が料金改定案③、青色が料金改定案⑤になります。使用水量が多くなるほど、改定前より差が縮まってきます

このグラフは、料金改定案③での収益的収支と経常損益を示すグラフです。緑色のグラフが収益的収入で、黄色が収益的支出で、赤の線グラフが経常損益となっております。

料金改定を予定している令和5年度より経営損益が上がり始め、令和6年度が収益的収支のピークとなります。

試算段階では、今から10年後の令和14年度においても、1億4,000万円ほど経常利益が計上できる見込みです。

このグラフは、料金改定案③での資本的収支と内部留保を示すグラフです。緑のグラフが資本的収入で、黄色が資本的支出で、赤の線グラフが内部留保となっております。

内部留保は、令和14年度まで蓄積されて、試算段階で21億円ほどとなる見込みです。

このグラフは、料金改定案⑤での収益的収支と経常損益を示すグラフです。緑のグラフが資本的収入で、黄色が資本的支出で、赤の線グラフが内部留保となっております。

料金改定を予定している令和5年度より、経常損益は上がり始め、令和6年度が収益的収支のピークとなっております。

試算段階では、今から10年後の令和14年度においても、9,000万円ほど経常利益を計上できる見込みです。

このグラフは、料金改定案⑤での資本的収支と内部留保を示すグラフです。緑色のグラフが資本的収入で、黄色が資本的支出で、赤の線グラフが内部留保となっております。

ます。

内部留保は令和14年度まで蓄積され、試算段階で16億円ほどになる見込みです。

このグラフは、料金改定案③と料金改定案⑤の収益的収入の比較表です。緑のグラフが料金改定案③で、黄色のグラフが料金改定案⑤になります。ピークである令和6年度において、料金改定案③は15億9,901万円、料金改定案⑤は15億4,408万円となっており、その差は5,000万円ほどになります。

令和14年度においても、両改定案でも14億円を確保できる見込みとなっております。

このグラフは、料金改定案③と料金改定案⑤の内部留保の比較表です。

緑のグラフが料金改定案③で、黄色のグラフが料金改定案⑤になります。

両改定案とも順調に推移し、令和14年度試算においては、料金改定案③は21億円となります。一方、料金改定案⑤は16億円となり、その差は5億円となります。

以上で説明は終わります。

会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か意見や質問はありますか。

委員

料金改定案③と料金改定案⑤の資料について、事前に目を通しました。その中で数点確認したい点がありますので、教えていただきたいです。

令和5年度に料金改定をして、令和6年度まで料金収入は上がり、それから下がっています。これは令和5年度中の改定だから、令和6年度並の収入になっていないという認識でいいですか。

事務局

そのとおりです。

委員

令和6年度以降、収入が減っていく理由は何ですか。

事務局

人口減少と使用水量の減少です。

委員

はい、分かりました。

それともう一つは、他会計補助金があります。それがだんだん減っていく理由は何ですか。

事務局

基準外の繰入金が令和4年度を最後に無くなります。令和5年度からは完全に無くなります。

委員

令和5年度からは、基準外の繰入が無くなるということで、全部基準通りの繰入金になるということですね。基準通りの繰入金は大きなものでどのようなものがありますか。

事務局

大きなものとして、簡易水道と統合したことにより、簡易水道時代に借り入れた、企業債の元利償還金2分の1は、基準内の繰入金になります。しかしながら、簡易水道時代に借り入れたものに限られますので、今後、残高が減ることにより、基準内の繰入金は減少していきます。

委員

はい、わかりました。

会長

一般会計からの基準外の繰入金が令和4年度で無くなりますが、一般会計の基準内の繰入金で残るのは、例えば先ほど話した、簡易水道と統合したことにより、鳳来や作手で経営統合する前に簡易水道事業として借入した分の返済に対して2分の1を税金で見てもいいという基準があるので、それが他会計補助金に含まれています。それは令和5年度以降もあります。

委員

返済が進めば、年々減っていくのですか。

事務局

そのとおりです。返済が終われば、それで無くなります。

委員

確認したいこととして、令和5年度でその他収入が2億7,800万円ありますが、これは何ですか。

事務局

これは、入力誤りです。令和5年度だけ大きな収入はありません。しかしながら、この数値は収入に反映されていないため、収支に影響はありません。

## 委員

新城市水道事業として、内部留保資金はどのくらい必要だと考えていますか。国の明確な基準はないものと思われま

## 会長

適正な内部留保の基準について、国や県からの資料はありますか。

## 委員

内部留保の基準となるものは、国や県からも無かったと思われま

## 委員

内部留保資金は今までと比べると、料金改定案③でも料金改定案⑤でもかなり積み上げられま

前回の審議会で料金改定案③が事務局の希望ということでした。改定率が23%で前回の改定率が9%なので、相当な増加となります。

料金改定案⑤でも16%で、かなり上がります。

条例改正のため、料金改定案を出した時に、どうなんだろうと思いま

そうなってくると23%は高すぎるとなれば、次善の策として、料金改定案⑤を選択する余地もあります。その時に、料金改定案⑤を選択することによって、将来の経営に不安を残すとま

国が定めた繰出基準を見ましたが、水道事業の広域化計画を立てることが書いてありました。これは、市町村ではなくて、国と県になりますが、広域化計画の経費に対して、税金を導入できる基準がありました。

愛知県は、水道事業の広域化計画に対して何か考えていないですか。

## 事務局

愛知県は広域化計画について、今年度を立てる予定となっています。このプランを立てると、もっと具体的な内容がわか

おそらくプランを立てたとしても、すぐに広域化がなされるということではないですが、10年や15年ぐらいの期間がかかると思いま

## 委員

わかりました。

そうなってくると、すぐに広域化計画は無理な話だと思いますが、どちらかという水道事業には明るい話となります。今後も山間部の水道事業は疲弊していきま

化計画があることを頭の中に入れておかないといけません。

それから、答申案があつて、審議会を3年に一度行うとありますので、3年に1度、経営状況に対して、検証を行うことが出来ます。そうなれば、料金改定案③で料金を上げて、かなり先まで経営を安定化させる意義が薄れてくると思います。細かく、激変緩和で上げていくことができるのではないか、その方が理解を得ることができるのではないかと思ひました。前回までの料金改定案③の方針をひっくり返す意見になりますが、私の意見としてあげさせてもらひました。

#### 委員

私は愛知県に電話してひるので、広域化計画については、分かりますが、他の方はなかなか分らないと思ひます。

広域化計画は、愛知県が将来的に一つの水道料金にしたいということですが、その説明は、事務局から願ひします。

#### 会長

行政の人たちは一生懸命考えていますが、市民の人たちがそれに乗ってくれないことがあるので、今後はどうひうにアプローチしていくかということも考えていきたいです。

#### 委員

内部留保の話になりますが、内部留保は、何かあつた時のために貯めておこうということでもいいですか。

今まで赤字だから、一般会計の方からもらつていたという認識ですが、それでいいですか。

#### 事務局

一般会計から基準外の繰入金をもらうことによつて、料金を一気に上げるべきところを緩和してひました。

#### 委員

内部留保は、お金を持つていたけど、例えば、赤字になりました。内部留保の方から出して埋めるということですか。

#### 事務局

内部留保の一番大きな使い道としては、水道管や施設の更新費用に充てるところが一番大きいです。また、委員さんが言われたように赤字の補填財源にもなります。

#### 委員

例えば、赤字なら内部留保が減らされるイメージでいいんですか。

事務局

そのとおりです。赤字が続くと、内部留保もなくなって、更新が出来なくなるようなイメージになります。

委員

料金改定案③でも料金改定案⑤でも、令和14年まで内部留保は貯まっていくということでもいいですか。

事務局

そのとおりです。

会長

災害が無ければの話になります。大雨が降って災害などの事故などあれば、すぐに無くなってしまいます。新都市のレベルでは、危険率の算定が出来ないので、内部留保の適正基準がわからないのが現状です。

さっき言われたように、愛知県の広域化計画によって、こういうものは国から補助、こういうものは県から補助、こういうものは市で何とかやってくれる。そういう住み分けが今後決まってくるとは思いますが、現状は決まっていません。

委員

料金改定は、災害や施設更新のために、内部留保をある程度貯めるため必要だという考え方を一般市民に説明をすると分かりやすいと思います。

委員

内部留保の件ですが、耐用年数を超えている埋設管を更新しようとする、100億円ぐらいかかりますが、今はそのお金はなく、水道管は破裂していないので、更新していないと思いますが、本当は100億円ぐらいの準備がないと、水道事業を健全に賄っていくことができない状況にあります。それは、一定の基準があって、こういう工事が必要ということで試算して100億円が出てきていると思います。

それと同じように、例えば、いろいろな水道施設や下水道施設の耐用年数や寿命などの中で、このタイミングでこのぐらいのお金がいるようになります。

それに対して、内部留保を積み上げていく必要があります。料金改定案③や料金改定案⑤がありますが、施設の更新計画が出れば、方向性が決まってくるので、それが出てきた時に見直すことが出てくれば、市民の皆さんも判断しやすいし、分かりやすいと思います。

これを試算するのは難しいかもしれませんが、それができるのは事務局しかありません。

会長

前は3年で見直しということで答申で出させていただきましたが、今回も3年ぐ



らいを目途に開いた方がいいのではないかとのお答申も出来るし、皆さんを入れて考える方がいいと思います。

委員

使用水量の減少と人口の減少は何を基に出した数字ですか。

事務局

実績を基に試算しております。

会長

国とかの統計があると思います。

委員

人口減少は、減り方から予測することはわかりますが、23%水道料金を上げると使用水量が大幅に減ると思います。そのため、水の使われ方が7割ぐらいまで抑えられる話ですが、実際には、値上げに対して使用水量がどうなるかわからない中で、使用水量の減少をどういう見込みで出したのかを知りたい。

会長

3年前に値上げをしていて、その値上げをしたことによって、収入増が見込めるはずだったが、使用水量の減少があって、当初予定していた収入が見込めなかった話があったので、それを参考に試算をされてると思っていましたが、そういうことではないですか。

事務局

それを基に、以前の傾向を見てやっていますが、ただ数字が合うかどうか難しいところではあります。

委員

どういう考え方を基に、水道使用量が減るかを決めましたか。

委員

要因としては、人口減少と料金改定による反発が大きなものとして考えられます。その両方の要因で、前回料金改定時の伸び方が実績としてあるので、新城市としては、それを基にして、将来にわたり試算していく。

前提を置いて推計をすれば、説明は出来ます。説明の中で、このような前提を基にやりました。過去にはこういった実績があります。これをもとに推計をしてあります。

しかしながら、それが当たるかどうかは、誰もわかりません。

#### 委員

今聞きたかったのは、例えば、収支の試算は値上げをすれば、これぐらい売り上げが上がって、内部留保が積み上がっていますが、私なら、水道料金が23%上がったら、節水に走ると思います。

そうすると、本来、見込んでいた売り上げを達成出来なくなります。そうなった時に、もっと値上げをしますかとの話です。

#### 会長

電力の場合は、値上げをしたから、消費電力が減っていないということです。水道料金が上れば、すぐに節水に走るかどうかはちょっと疑問です。本来なら電気料金が上がれば、頑張って節約して下がると思うけど、今はそのデータがしっかりと出ていません。

#### 委員

ライフラインには限度があります。

#### 委員

私が言いたいのは、新城市は愛知県内で、平均所得がビリから3番目で、水道料金が愛知県で2番目になっていまして、市民が収入に対して、どれぐらいまで払えるかの想定して、そこをイエローライン、レッドラインを定めておく必要があります。

私が愛知県や厚労省に言ったのは、今の水道事業の仕組みを維持しようと思えば、トリガー条項みたいなものを設けておかないと、水道料金が際限なく値上げが続くと思います。どこかで線引きをしておかないと、ライフラインだから仕方ないと言って値上げをしていくと、そのうちに、物を買うこともできない、遊びにも行けないという生活が、私の子供や孫の時代には起こりうるので、収入に対して何%ぐらいまでの水道料金を超えた場合には、何か動き出さなくてはいけない、イエローライン、レッドラインを決めておかないと私は将来怖いです。

#### 委員

電気の場合はそういうことがあります。電気は自然界にないものを、生み出すことで電気になりますが、水は自然にあるものを回しているだけなので、今まではそのような考え方は無かったです。

今こういう状況になってくると、本当に検討しなくてはならないような状況になりつつあると思います。

水道料金にもイエローラインやレッドラインがないといけないかもしれません。

#### 委員

公共料金が、自分の稼げる収入に対して、どれだけ出せるかどうかの話は、以前に、半分ぐらいになるのではないかと言った時期がありました。

そういった議論は、国や県でないと動けないと思います。

会長

次の答申に向けて、意見をまとめたいと思います。

料金改定案で料金改定案③と料金改定案⑤があつて、前回の時には、料金改定案③がいいよとの話でしたが、今回の審議会で色々話を聞く中で、料金改定案⑤の方が答申するにはいいのではないかとの話がありました。

色んな意見はあると思いますが、料金改定案⑤よりも下げるのか、料金改定案⑤のレベルで答申を出すのか。そこで皆さんの意見を図りたいと思います。

委員

使用水量を5 m<sup>3</sup>で細分化することは、考慮に入れてますか。

事務局

答申案の中で、将来的に検討させていただく格好で考えておりまして、今回の料金改定では、考えておりません。

委員

単身者など、10から20 m<sup>3</sup>ぐらいしか使わない一人暮らし世帯には、料金改定案③はすごく負担が大きくなってしまいます。一人暮らしなら、他市にいくきっかけになりませんか。

会長

新城市は、1人や2人の年金生活者、特にお年寄りには余裕綽々の人が多くて、逆に若い人たちの方が苦勞しています。

委員

世帯数が増えていることは、人口は減っているが、一人暮らしなど単身世帯が増えていると思われれます。

委員

私はそれについて異論がありまして、お年寄りにはゆとりがある人が多いかもしれません。

しかしながら、若い単身の方たちは、賃金は安いし、税金や保険料は昔よりも上がっていて、厳しい生活を強いられています。

令和元年に消費税が2%上がったことで、平均所得は下がり、それに伴って年金も下がっている状況下で、物価が上がり、水道料金が上がるとなると、一人暮らしをするには、夢物語みたいな状況になっていると思います。

これから街づくりをする中で、誰を増やしていけないのか。どんな人たちがこの新城市を担っていかないといけないのかを考えると、単身だと世帯当たりの収入も少ないのでその点について考慮すべきではないのでしょうか。

会長

例えば、お年寄りの医療費は1割負担で少なく、市が若者に対するお金の出し方は、お年寄りと比べると少ないということです。それに関しては水道料金ではなく、違った形で助けていただきたいと思います。

委員

少ない使用水量の単身者をどうするか。非常に厳しいのではないのかなと思います。

会長

色んな話も出ましたが、会議も進めて行かなくていけないので、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

次の議題の答申案の検討について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

答申案について説明させていただきます。

今回の答申案については、前回答申書を参考として答申書の案を作成しました。

まず表紙がありまして、次のページに水道料金及び下水道使用料のあり方について、諮問を受けましたので、令和3年12月20日付で諮問のあったことについて、8回の審議会を開催し、慎重に審議を重ね結論を得ましたので、別添の通り答申しますということで、次のページです。

ここから水道料金のあり方についてです。

1. 水道事業を取り巻く経営環境と事業経営ということで、我が国は、本格的な人口減少を迎える中、地球環境問題の深刻化、巨大災害の頻発化、経済不況の長期化に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の課題に直面しており、本市においても、こうした課題を抱える中で、市民の安全、安心した暮らしを維持するとともに、持続可能な地域社会を実現していくことが求められている。

本市水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心、安全な水を安定的に供給するという役割を果たしてきた。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、水需要は減少傾向にある。また、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっており、今後も非常に厳しい経営状況が見込まれる。

こうした状況の中、水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、事業が将来にわたり健全に運営されるよう、経営基盤の強化に向けた取り組みなど、自ら対策をとって行く必要がある。

2. 料金改定ということで、人口減少による水需要の減少、更新需要の増大が見込まれる水道施設の状況及び財務状況の悪化が懸念される状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ない。

3. 料金改定率ということで、料金算定期間を令和何年度から令和何年度までの何年間とし、平均何%の引き上げをすることが適当である。

4. 料金改定の時期ということで、市民への十分な周知期間を確保した上で、令和

5年度中に改定するのが適当である。

5. 水道料金の定期見直しということで、水道料金の改定については、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、何年に一度料金改定の必要性について、検証することが適当である。

次に下水道料金のあり方についてです。

1. 下水道事業を取り巻く経営環境と事業経営ということで、我が国は、本格的な人口減少を迎える中、地球環境問題の深刻化、巨大災害の頻発化、経済不況の長期化に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の課題に直面しており、本市においても、こうした課題を抱える中で、市民の安全、安心した暮らしを維持するとともに、持続可能な地域社会を実現していくことが求められている。

本市下水道事業は、快適で潤いのある生活環境の維持改善及び公共用水域の水質保全等、都市機能の整備にとって欠かすことのできない根幹的な施設である。本市には豊川水系、矢作川水系があり、自治体として、河川の水質を保全していく責務がある。

下水道事業の公共下水道事業区域においては、拡張事業が進み、処理区域面積は拡大しており、排水量において、微増が続いている。

しかしながら、地域下水道及び農業集落排水区域においては、排水人口の減少が進んでおり、厳しい状況が続いている。

一方で、施設の耐震対策、老朽化対策及び維持管理費が大幅に増加することが想定され、あわせて下水道事業において、一般会計からの繰入金に大きく依存していることが課題となっている。

こうした状況の中、下水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、事業が将来にわたり健全に運営されるよう、経営基盤の強化に向けた取り組みなど、自ら対策をとっていく必要がある。

2. 料金改定ということで、下水道事業は財源不足を一般会計からの繰入金に依存している経営状況から、段階的に自立した経営に移行するためには、下水道使用料の値上げはやむを得ない。

3. 使用料改定率ということで、料金算定期間を令和何年度から令和何年度までの何年間とし、平均何%の引き上げをすることが適当である。これについては、水道料金的大幅な引き上げに際し、市民生活の負担軽減を考慮したためである。

4. 使用料改定の時期ということで、市民への十分な周知期間を確保した上で、令和5年度中に改定するのが適当である。

5. 下水道使用料の定期的な見直しということで、下水道使用料の改定については、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、何年に一度料金改定の必要性について、検証することが適当である。

最後に付帯事項として、水道事業及び下水道事業の付帯事項ということで、

1. 経営の健全化ということで、今まで以上に支出削減や新たな収入確保などに取り組み、将来世代への負担をできるだけ軽減するように、効率的な経営に向け努力されたい。

2. 新しい水道料金プランへの取り組みということで、現在の水道料金プランだけでなく、基本料金と従量料金のセットプラン等の新しい水道料金プランを早急に研究、

検討されたい。

3. 従量料金の区分についてということで、従量料金については、今までの10立米ごとの料金体系でなく、今よりも細分化された水量ごとの料金体系を早期に研究、検討されたい。

4. ダウンサイジングへの取り組みということで、施設の老朽化が進んでいることから、水の需要に合った施設の統廃合や水道管布設替時の口径減径等、ダウンサイジングの検討を行い、将来的な維持管理及び更新にかかる費用を抑制するなど、更なるコスト削減を図るように努められたい。

5. 料金改定の市民周知ということで、水道料金、下水道使用料の料金改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、様々な手段を講じて、市民の理解が得られるよう、広報紙などによる効果的な広報に努められたい。  
になっております。

最後のページとして、水道料金表の案ということで、改定後、改定前という形で水道料金表が載せてあり、裏面に下水道使用料ということで、下水道3事業の公共下水道、農業集落排水、地域下水道の、改定後、改定前の案が載っております。

以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。ただいまの答申案について、ご意見があればお願いします。

委員

前回、私が出した新水道料金プランの中で、エビデンスが弱いとの指摘を受けましたので、それについて説明させていただきます。

私が考えているのは、ある一定期間の水道使用量を算出します。

そして、一月あたりの使用料を出します。それに則って、値上げした後の料金を出します。

例えば旧料金で50 m<sup>3</sup>の使用をすると8, 590円です。

50 m<sup>3</sup>使った家庭は、料金改定で23%値上げをすると9, 580円になります。この9, 580円を旧料金に照らし合わせると、54 m<sup>3</sup>使った金額と同じになります。

支払いをしっかりとってくれるのであれば、あなたには54 m<sup>3</sup>の水を提供します。

そうすると、もっと安い金額で契約する人が出てくるのではないかの話になりますが、今回、このプランの一番の狙いは、値下げではなく、市民に水で還元することです。

例えば、からあげ君を買うと5個で200円ですが、増量の時は6個で200円になります。5個でいいから160円にしてとは普通言わないです。

それと一緒に、払ってくれた人に対して、以前と同じ条件で使えるように水で還元します。そうすれば、売上は値上げした料金と一緒にになり、市民は水を余分に使うことができます。これより売り上げは確保できる考え方になります。

前回の補足ということで、新水道料金プランは、値上げと同じような売上を確保で

きて、市民が水を得ることができる考え方になります。

#### 委員

この新水道料金プランについては、非常に興味深いので、検討、検証をやる価値はあると思います。

この新水道料金プランは、携帯料金の形に良く似ています。

携帯料金は、それぞれの考えで契約して使うのはいいけど、水道はライフラインなので、そのような料金体系にすることで、公平公正になるのは私もよく分かりません。

ただ、検討、検証して問題ないということであれば、すごく面白いと思います。

#### 事務局

制度上、利用者の方によって、格差があってはならないという基準がありますので、同じ水量を使っているのに、AさんとBさんで支払う金額が違うことが、現行の制度上できないものと考えます。

#### 委員

口径が違くと、基本料金は違っていて、同じ使用水量の場合があります。その場合、同じ使用水量を使っているのに、料金は違うので、規定に対して矛盾していると思います。

#### 事務局

基本料金については、口径によって、使用できる水量が変わってくるため、格差が生じて問題はないですが、従量料金部分については、格差はあってはならないという内容になっております。

#### 委員

例えば、10<sup>m</sup>ごとで料金を設定するので、1<sup>m</sup>しか使っていない人も10<sup>m</sup>しか使っていない人も同じ料金で使うのは不公平になると愛知県に指摘されたので、1<sup>m</sup>しか使わない方がいいのか、10<sup>m</sup>買った方がいいのかを選択できるのが、今回の新水道料金プランです。

答申案に新水道料金プランのことが書いてあったので、具体的に今回の新水道料金プランについて提示していただいた方が、委員さんでもこのプランについて、面白いと思ってくれる方もいましたし、市会議員さんにもいるかもしれない。

ただ、検討してくださいだと、検討をしたけど、やれないからやめるで終わってしまうので、ぜひ具体的なプランとして、付け加えていただきたいです。

#### 会長

それは、附帯事項で付け加えるということですか。

委員

はい。それで検討した結果、やりました、やれませんでしたとの回答がほしいです。答申の附帯事項にそこまでの強制力はないと思いますが。

委員

委員の言われる新水道料金プランは非常に面白いと思います。それは、アイデアとして面白い部分と実行性について、どうだろうという部分を天秤にかけて実現に向けていく必要があります。

それを一つのアイデアとして、附帯事項に盛り込んでしまうと、その部分がクローズアップされてしまうために、新しいアイデアが出にくくなる弊害もあると思うので、答申の附帯事項に新水道料金プランを載せるとすれば、例えば、それを検討する段階に行ってもらうために、この新水道料金プランの内容は、別紙で準備する方がいいのかなと思いました。

委員

答申した後の検討会を設けた方がいいのではないのでしょうか。今回の附帯事項に対して何も反応がないとこちらも困ります。

委員

この答申が何なのか、その大前提がわかっていません。

私が懸念することは、何か質問したけど、検討した結果、回答はこうなりましたとあれば、やんわりと言った場合には、結果として、この8回の審議会が何の効果も出さないのではないかということです。

会長が審議会の中で、いい会議だと何回も言っていたが、いい会議をしても、今まで通りの慣例に基づいて、水道料金の値上げをするのであれば、この会議と答申自体に価値があるのかと思います。

今回、新水道料金プランを検討する必要があるという結論が出て、値上げも黒字になるようにすればいいとなれば、今まで何だったのかと思います。

私は知恵を絞ってやろうの言葉を信じて、自分で電話をかけて、募金をやってくれる人を探したり、厚労省や愛知県に確認して、新水道料金プランまで作りましたが、結果として、それが全く意味がないことになってしまった。

自分たちのアイデアを実現してくれる、市議員を当選させる結論になれば、この会議の意義自体が本当にどうなんだろうと思います。

会長

この小委員会レベルではなくて、ワーキンググループを作って、それでボランティアである程度をやって、併設してやっていく。

委員の意見はいい意見だけど、それを実行するためには、現実に難しい。

委員



実行というより答えが欲しいです。

会長

答えというのは、私たちがあなたの意見や他の人の意見を踏まえて一つに決めることであり、あなたの意見に対して、どういう回答があるかの意見です。

だけど、この審議会は、委員がどのくらいのレベルで料金を上げていくとかそういう疑問を出し合って、回答に持っていくものです。

意見を実行するためには、法的なものなど、相当細かく見ていかないとけません。それを踏まえた上で、料金は決まってくるので、それをこの審議会だけで、新水道料金プランを実際にやっていくのは少し難しい。

この諮問委員会の立場は、今回みたいな新しい仕事を誰かに提案していくことです。

委員

私は、それを提案してくれればそれでいいです。

委員

前回の会議と比較すれば、今回の附帯事項はすごく増えているではないですか。

会長

それだけこの会議でいい意見が出ているためです。

委員

答申案の内容について、教えてください。

人口減少による水需要の減少、更新需要の増大が見込まれる水道施設の状況とありますが、この更新需要はどのような意味ですか。

事務局

主に水道管がメインになりますが、老朽化した水道管や、浄水場や配水地などの建物の更新になります。

委員

はい。わかりました。

次に附帯事項で、今まで以上に支出削減や新たな収入確保などに取り組み、将来世代への負担をできるだけ軽減できるように、効率的な経営に向け努力されたいとありますが、これは誰に努力されたいと言っているのですか。

会長

市長です。

委員

水道事業が考えている効率的な経営は何ですか。

会長

効率的な経営というのは、人員削減ができることです。

人員配置を含めて効率的にやってほしいということです。

市に対する証文の言葉ですので、それを全部踏まえて、このような言葉にしています。

委員

答申書全体の様式について、全体的に字が大きいので、字を小さくすればいいと思います。例えば、11ポイントぐらいにすれば、字がたくさん入ります。そうすれば、2ページを使っているところが1ページに収まります。

そうすると、重さも軽くなりますし、紙も要らなくなる。

だから、文字をもっと小さくして読みやすくしてくれませんか。

会長

それでは、提案とおり、会議資料の字は小さくしましょう。

委員

答申案の文言についてよろしいですか。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより。水需要は減少傾向にあるとありますが、節水機器の導入をして、水需要は減少傾向にならないと思います。

節水は、無駄な部分を使わないようにするというもので、需要とは関係ないので、この文脈は、使用水量が正しいと思います。

事務局

指摘ありがとうございます。そのとおりです。

委員

大きな文字で3枚使っているが、毎回変わらないから、字を小さくしてください。

一番大事なものは、最後の2枚だから、これをもっと重要視してください。

行数を無駄に空けないようなレイアウトを考えてください。

会長

レイアウトの件は分かりました。

答申案の中身について、もう少し検討したいので、意見はありますか。

委員

中身は何を検討しますか。

会長

答申案の内容や文章です。

委員

文章はこれでいいです。

問題は料金をいくらに改定するかになります。

料金改定案③か料金改定案⑤か違う案で改定するのか。これが一番重要です。この重要な部分が空白になっているので、具体的な数字を入れた方がいいのではないですか。

委員

4. 料金改定の時期で、市民への十分な周知期間を確保した上で、令和5年度中に改定するのが適当であるとして書いてありますが、期間ではなく、市民の理解を得ることを目標にする方が、市民の人たちがこの値上げに対して、必要性や妥当性について、いかに周知するかが重要であって、期間ではないかなと思います。

あと気になるのが、下水道事業の方で、一般会計から基準外の繰出金が入っていますよね。

いつかは、一般会計からの基準外の繰出金なしで下水道料金だけでやろうとしてるということですか。

想定として、基準外の繰出金が全部なくなると、下水道料金はいくらぐらい上がりますか。

委員

水道事業より下水道事業の方が基準がゆるいのではないですか。

委員

今回の水道事業みたいに、基準外の繰出金を入れないから、水道料金を上げるのであれば、下水道事業も周知するべきではないかと思いました。

委員

周知するのは、どういう手段で周知すればいいと思いますか。広報に載せることですよね。

会長

周知については、ホームページでダウンロードできるようにします。

委員

市民が納得するような料金設定の話をしませんが、議事録がホームページでアップされたことを広報ほのかに載せてくださいと言っても、1年前から内容が決まってるから差替えは難しいという回答をいただきました。

委員

作成するのに3ヶ月ぐらいかかるので、タイムリーに反映させるのは難しいではなかったですか。

委員

周知をしてくださいと言ったら、内容は1年前に決まっているから、差し替えはできないと私は解釈しました。タイムリーな更新対応は望んでいません。

こういう議論が審議会でなされたので、是非目をお通しくださいと2行でもいいので、言って欲しかったです。また、意見があればここに電話してくださいと記載してくれれば、問い合わせがあった場合は、議会によって決められた水道料金について、集めているだけで、何ともならないため、支持されている市会議員さんに言ってくださいと電話対応を変えてほしいと言っても、それは出来ないと言われてしまったので、結局、市民の理解は得られないと思うので、なぜ水道料金を上げる必要があるのかを周知しないと、水道料金がいきなり高くなったという人が大半ではないかなと思います。

私は、期間よりも、どうやって周知に取り組んでくださいの話を盛り込む方がいいと思います。

小冊子などを作ってもらい、その中で水道事業は現状このような状況で、このままでは立ち行かなくなるので、そうならないように、今回料金改定を行い、内部留保を積み上げないといけないことを周知することが本来の目標であると思います。

委員

その小冊子は紙1枚でも2枚でも出しますか。

事務局

今回も小冊子を作成して、各家庭に配る予定です。

委員

それならいいです。

会長

広報ほのかにも載せて、ホームページにも載せることで周知になります。

周知を1年ぐらいかけてやって、上げる時期が令和5年度中になります。

私たちが10月に答申をして、それが議会の上程に間に合うかどうかということです。

委員

周知活動をすることが、十分な期間ではなく、十分な周知をすることでいいですね。

会長

答申案に書いてあるのが、その内容になります。

委員

3. 料金改定率はどのように理解すればいいですか。

何年度から何年度までの何年間とし、平均何パーセントの引き上げをすることが適当であるとありますが、どういう改定をしますか。

事務局

この記述については、今回の算定には当てはまっていません。

実際、料金改定を計算するにあたっては、今回で言うと、令和5年から令和7年までの3年間の財政計画を立てて、その3年間に足りない金額を計上する計算の仕方を行います。

今回はそれをしていないため、記述と合いません。

前回の答申には、そこまで書いていなく、今回も前回と同様の書き方が合っていると思います。

前回は上下水道一括で書いてありますが、今回は水道と下水道で分けてありますが、この書き方について意見をいただければと思います。

会長

皆さんが少しでも疑問に思ったことがあれば、言っていただけると、気づくこともありますのでお願いします。

委員

何年度から何年度までの何年間とし、平均何パーセントの引き上げの表現は、やはり合わないものと思います。

前回答申の方が分かりやすいと思います。

文章もわかりやすいし、表もついていて、非常に分かりやすいので、前回答申と同じ様式がいいと思います。

会長

前回と同じ様式で答申は作成しましょう。

今回決めておかないといけないのは、料金改定ですが、料金改定案③か料金改定案⑤でどうですか。

委員

前回は料金改定案③でしたが、いきなり水道料金が23%増えるのは、市民の皆さんにとって、非常に厳しいと思いますので、料金改定案⑤でスタートして、さきほど話に出た3年後に審議会が開かれる話があるので、その時に検証して話し合えばいいのではないのでしょうか。

## 委員

料金改定案③と料金改定案⑤で比べれば、経営的には料金改定案③の方がいいけど、市民負担を考えた場合でいくと、厳しい状況が考えられる。料金改定案⑤は、すぐに料金改定しないといけない状況になるのかということ、すぐにはならないということであれば、3年間で見直し、検討していくということであれば、検討する機会はあるので好ましいと思われま。

ただし、料金改定案③の方が、より料金改定の時期は遠のきます。料金改定案⑤の方が料金改定案③と比べるとスパンは短くなります。どこかで料金改定をしないといけない時に、何で料金改定という意見が必ず出ると思います。その時には値上げの方向になるかと思いますが、その時には、前回、このような理由から料金改定案⑤でやらせてもらいました。今回も経営が厳しくなりましたので料金改定をやらせてもらいたいという芯が通ったことが必要になってくると思います。

今回の答申に書く必要はないと思いますが、市長に渡す際には、料金改定案③と料金改定案⑤の議論がありました。激変緩和のために料金改定案⑤にしましたということをして市長に承知してもらおう必要があると思いますので、市長にしっかりと伝えていたきたいと思。

## 会長

次回に料金改定案⑤で答申案を作っていて、前回の答申案レベルの枚数にして、次の会議の時に皆さんに練っていただくことでよろしいでしょうか。

## 事務局

附帯事項で何か意見があれば言ってください。

## 委員

附帯事項の3. 従量料金の区分については、メリットがあまりないような気がします。大変な割には、収入が増えるわけではないので、どうなのかなと思います。

## 委員

今回の附帯事項については、検討されたいということなので、そのままでいいかなと思います。

この答申がどれだけの意味があるのかということで、要望だけ盛り込めればいいのか。

## 会長

市民の人が水を有効に使う案を要望の中に入れる案や新しいワーキンググループ作することを検討してくれを書くことを検討しますか。

## 委員

要望ならば、私は必要ないと思います。

## 委員

ここからグループワークみたいなものが必要かなと思います。

8回だけの審議会で、答申をしていくよりは、答申が終わった後に、我々が使う大事な水のことをグループワークみたいなことで、始めた方がいいのではないかなと思います。

何か始める時に、例えば、鳳来総合支所の建設時には、結構長い間、皆さんでグループワークをして、色々考える期間があります。審議会が8回だけだとなかなかタイトなスケジュールだと思います。

今回の答申はこれでまとめてあげて、その後、料金改定案⑤から料金改定案③になる時もあるかもしれないので、今後3年後に審議会があるので、3年間何もなしで審議会だと、わからない人が出てきてしまうので、是非検討してください。

## 委員

地方公営企業法が、この過疎、山間地域に適さないという思いが非常に強くあります。それに対して、このルールを全うしようとするれば、どのような未来が待ってることは、ここにいる方なら皆さん分かっていると思います。

それは市の範囲外とあって、投げ出すのではなく、市民の皆さんに、どうしますか。これも何もせずに、見て見ぬふりをするのか、国や愛知県に、これを何とかしてくださいと働きかけが起こらない限り、皆さんが納得している基本的な行政スタンスになってしまうので、これが市民に対する周知の問題なのか、或いは、別の項目で設けるべきか分かりませんが、そこに対して市民一人一人に、イエス、ノーの意思判断を何かしら迫って、みんなが高い水道料金を払ってもいいよと言えば私は諦めるので、何かそこに対して、審議会で働きかけるような文言を私としては入れていただきたい。

前も言いましたが、市役所の人たちは板挟みになっています。そこで、愛知県なのか、厚労省なのか、岸田さんになるかは分かりませんが、色んな自治体の人たちがスクラムを組んで検討してくださいと陳情に行くことがベストだと思います。

こういうことを取り組んでくれませんかと市長に伝えてほしいです。

## 委員

グループワークもいいけど、次回まで宿題を出してもらいたいかもしれない。次回までにこういうことを皆さんで考えてください。例えば、前回の答申と、今日出された答申案を比べて、今言われたように、特にここを揉んでくださいというところを今日でも明日にはメールはみんなに届くので、特にこの辺を皆さんで考えてくださいとか。意見をまとめさせてくださいとすれば、みんなの意見が出てくると思います。

## 会長

今あなたが言いたいことを4行以内で書けとかはどうですか。

## 委員

委員さんがどんどん意見を言ってくれるので、それを文章に1枚ぐらいにして、メ

ールで送ってもらって、それをみんなで考えてみればいいのではないか。

会長

他に質問はありますか。

委員

水道事業に対しての付帯事項として書いてありますが、使う人が少なくなると、国保料金など、色んな面に関して、人が少なくなれば、市民の税収が減ってきてしまい、新城市が苦しくなります。大きく考えると、市民をどうやって多くするのが大きな最終的なポイントだと思います。

それに対して市で、人口を増やすために、何かをやるとか、何かを計画するとか、そのようなものを、付帯事項に入れると最終的にはこれに繋がってくるからと思います。

答申の付帯事項に入れるか入れないかは別として、ただ市長の方には人を多くするために、何かあるのか。例えば、住宅の規制を緩和するとかなど、何か考えていただくと、市の税収も増えるので、話をしてくれるとありがたいと思います。

委員

人口を増やす会議は定住者促進会議とかでそのような会議はあります。

会長

他の会議と連携してくださいねということですね。

他はありますか。

事務局に宿題です。言いたいことがあれば言ってくれのメールを流してください。それで文章をまとめてください。

前回の答申の様式で料金改定案⑤を入れてもらったものを作ってみてください。

それでは次の日程の方を事務局からお願いします。

事務局

次回、8回目の会議ですが、9月20日火曜日13時30分を予定していますが、皆さんご都合はいかがでしょう。

委員

13時30分でないといけないですか。

15時ぐらいにしてもらえれば出れそうです。

事務局

それでは15時開始でいかがでしょう。



会長

みんなに参加してもらいたいので、15時開始にしましょう。

事務局

答申日については、10月3日の13時30分から1時間で予定しております。

会長

答申日に市長が来ますので、皆さんで意見があれば、その時に言ってもらえばいいですよ。

会長

長くなりましたが、これで審議会を終わります。